

熊本市公報

第1506号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

議 会 局

○熊本市議会事務局処務規程の一部を改正する規程（議会規程第3号）	3049
○熊本市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（議会規程第4号）	3050

議 会 局

議 会 規 程 第 3 号

令 和 8 年 5 月 11 日

熊本市議会局処務規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 田中 誠一

熊本市議会事務局処務規程の一部を改正する規程

熊本市議会事務局処務規程（昭和 4 0 年議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項及び第 7 条の 2 中「行政管理部長」を「人事部長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の熊本市議会事務局処務規程は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議会規程第4号

令和8年5月11日

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 田中 誠一

熊本市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市議会の個人情報保護に関する条例施行規程（令和5年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改める。

第3条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、この規程による改正後の第3条第5号の規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日（令和8年6月14日）から施行する。
- 2 この規程による改正後の第3条第16号の規定は、令和8年4月1日から適用する。